

## マイナンバー関連の主な関係法令等

### ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抜粋）

（提供の要求）

第十四条 個人番号利用事務等実施者（第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下この項及び第十六条において同じ。）は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第五号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第五号及び第四十八条において同じ。）の提供を求めることができる。

### ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抜粋）

（利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第四項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

#### 別表第一（第九条関係）

（上欄）

三十 市町村長又は国民健康保険組合

（下欄）

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を次のように定める。

第二十四条 法別表第一の三十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務
- 二 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務（前号に掲げるものを除く。）
- 三 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務
- 四 国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務
- 五 国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務
- 六 国民健康保険法第七十六条第一項若しくは第二項の保険料の徴収又は同条第三項の保険料の賦課に関する事務
- 七 国民健康保険法第八十二条第一項又は第九項の保健事業の実施に関する事務
- 八 国民健康保険法第百十三条の二第一項の資料の提供等の求めに関する事務

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抜粋）

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- 八 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合に

あつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

| 情報照会者                 | 事務                                            | 情報提供者                                        | 特定個人情報                                               |
|-----------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 四十二<br>市町村長又は国民健康保険組合 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合                           | 医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの                             |
|                       |                                               | 都道府県知事等                                      | 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの             |
|                       |                                               | 市町村長                                         | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの           |
|                       |                                               | 内閣総理大臣                                       | 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて主務省令で定めるもの                       |
| 四十三<br>市町村長又は国民健康保険組合 | 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの         | 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの |

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び

情報を定める命令を次のように定める。

**第二十五条** 法別表第二の四十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 国民健康保険法第四十二条第一項の一部負担金の算定に関する事務 当該一部負担金の算定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- 二 国民健康保険法第五十七条の二第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
  - イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
  - ロ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- 三 国民健康保険法第五十七条の三第一項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
  - イ 当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
  - ロ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
  - ハ 当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報
- 四 国民健康保険法第五十八条第一項の出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る被保険者に係る健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報
- 五 国民健康保険法第五十八条第一項の葬祭費又は葬祭の給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る死亡した被保険者に係る健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料、葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報
- 六 国民健康保険法第七十三条第一項の国民健康保険組合（以下「組合」という。）に対する補助の算定に関する事務 当該補助の算定に係る者に係る市町村民税に関する情報
- 七 国民健康保険法第七十六条の保険料の賦課に関する事務 次に掲げる情報

- イ 当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- ロ 当該保険料を課せられる者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
- 八 国民健康保険法第七十六条の保険料の還付に関する事務 当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
- 九 国民健康保険法による保険給付（療養の給付を除く。）の支給に関する事務 当該支給の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
- 十 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二条第一項、第三条、第四条第一項、第十一条、第十二条又は第十三条第一項（第四条第一項及び第十一条を除き、これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
  - イ 当該届出を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険の被保険者、健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報
  - ロ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
  - ハ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
  - ニ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- 十一 国民健康保険法施行規則第九条（同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の世帯変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- 十二 国民健康保険法施行規則第十条の二第一項又は第二十条の二第一項の世帯主の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- 十三 国民健康保険法施行規則第二十六条の三第一項の食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定又は同令第二十六条の五第二項（同令第二十六条の七第二項において準用する場合を含む。）の食事療養標準負担額減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該認定を受ける若しくは当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- 十四 国民健康保険法施行規則第二十六条の六の四第一項の生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定又は同条第六項の生活療養標準負担額減額

に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該認定を受ける若しくは当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十五 国民健康保険法施行規則第二十七条の十二の二第一項又は第四項の特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十六 国民健康保険法施行規則第二十七条の十三第一項の特定疾病に係る市町村又は組合の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十七 国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の二第一項の市町村又は組合の認定に係る事実についての審査に関する事務 当該認定を受ける者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十八 国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の四第一項又は同令第二十七条の十四の五の市町村若しくは組合の認定に係る事実についての審査に関する事務 当該認定を受ける者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

**第二十五条の二** 法別表第二の四十三の項の主務省令で定める事務は、国民健康保険法第五十六条第一項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給の調整に関する事務とし、同表の四十三の項の主務省令で定める情報は、当該調整に係る被保険者に係る次に掲げる情報とする。

- 一 健康保険法による保険給付の支給に関する情報
- 二 船員保険法による保険給付の支給に関する情報
- 三 私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報
- 四 国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
- 五 地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
- 六 高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
- 七 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報